

令和 2 年度病床機能報告 「報告対象外医療機関」 申告書 記入要領

1 「報告対象外医療機関」 申告書の概要

(1) 「報告対象外医療機関」 申告書の目的

この「報告対象外医療機関」 申告書は、令和 2 年 10 月からの令和 2 年度病床機能報告において報告対象外医療機関である場合にご提出いただくものです。「報告対象外医療機関」 申告書の所定項目にご記入のうえ、11 月 30 日（月）まで（必着）に事務局あてにご提出ください。

「報告対象外医療機関」 申告書の提出が必要な場合

- 令和 2 年度病床機能報告の実施依頼があった医療機関のうち、報告対象外医療機関である場合

(2) 「報告対象外医療機関」 申告書の提出方法

「報告対象外医療機関」 申告書のご提出は、以下の方法により行うことが可能です。

（「報告対象」の医療機関は、ご提出は不要です。）

「報告対象外医療機関」 申告書の提出方法について

同封の「報告対象外医療機関申告書」または調査専用サイトからダウンロードした Excel ファイルへ記入し、Excel ファイルの場合にはお手元でご印刷いただいた上で、同封の返信用封筒にて郵送または FAX にて提出

(3) 疑義照会窓口

「報告対象外医療機関」 申告書に関してご不明点がある場合には、下記の疑義照会窓口までお問い合わせください。

「令和 2 年度病床機能報告」事務局 疑義照会窓口（委託先：株式会社三菱総合研究所）

電話（フリーコール）0120-989-459 [平日 9:30~17:30 受付]

FAX 番号：03-6826-5060 [24 時間受付]

※番号のお間違えには十分ご注意ください。

2 記入の手引き

- 貴院の医療機関名称や、事前に送付する案内文書に記載されている医療機関 ID、医療機関住所、本報告のご担当者、施設種別、許可病床の有無等について、施設管理者および事務部門の担当者をご記入ください。

◎ 貴院名

貴院の医療機関名称をご記入ください。

◎ ID（報告マニュアル送付状に記載の 8 桁のコード）

本書と同時に送付した報告マニュアル送付状のうち、貴院の住所が印字されている用紙に記載されている医療機関 ID（数字 8 桁）をご確認のうえ、ご記入ください。

◎医療機関住所

貴院の郵便番号、所在地をご記入ください。

◎回答者

報告内容についてお問合せする場合がありますので、ご担当者の氏名および部署名、電話番号、FAX番号、e-mailアドレスについてご記入ください。

1. 病院・有床診療所の種別

令和2年7月1日時点における貴院の病院・有床診療所（診療所・歯科診療所）の種別をご記入ください。

① 病院・有床診療所の種別

令和2年7月1日時点における、貴院の病院・有床診療所（診療所・歯科診療所）の種別をご記入ください。

② 一般病床または療養病床の許可病床の有無

令和2年7月1日時点における、貴院の一般病床または療養病床の許可病床の有無をご記入ください。

許可病床とは、令和2年7月1日時点で、医療法第7条第1項から第3項にもとづいて開設許可を受けている病床をいいます。基準病床数制度で特例とされている特定の病床等も含めて有無をご判断ください。また、一般病床あるいは療養病床を有しているものの休床中の病床、医療保険の対象でない公費負担医療、労災保険制度や労働福祉事業としての医療、自賠責、治験、人間ドック、母体保護法、その他の自由診療等での入院者、介護保険の対象である介護療養病床における医療等を行う病床についても、「有り」としてご回答ください。

③ 許可病床数

【上記②の許可病床が「1. 有り」の場合】

令和2年7月1日時点における、貴院の一般病床、療養病床それぞれの許可病床数をご記入ください。

④ 令和2年度中に休院・廃院・全許可病床を返還する予定

【上記②の許可病床が「1. 有り」の場合】

休院・廃院済みである、又は全許可病床を返還（無床診療所へ移行）済みである、もしくは令和2年度中に休院・廃院、または全許可病床を返還予定である場合には、該当番号を選択の上、実施年月または予定年月をご記入ください。

※「休院」は、入院の取扱いがない「休床」とは異なります。

2. 報告対象外となる医療機関

令和2年度病床機能報告において、報告対象外となる「1」～「5」のいずれかに該当する医療機関である場合、当てはまる選択肢をご回答ください。いずれにも該当しない場合（報告対象の医療機関である場合）は「6. 上記のいずれも該当しない」を選択してください。

なお、「3」について、特定の事業所等の従業員やそのご家族の診療のみを行う医療機関であって、保険医療機関でないものについては、地域における病床の機能分化・連携の推進の対象とはならないものであるため、病床機能報告を省略しても差し支えないこととされています。

また、自衛隊病院等であっても、一般開放している場合は報告対象となります。

Excelファイルの「報告対象外医療機関」申告書でご回答の場合は、上記の1および2のご回答結果をもとに、「病床機能報告の報告対象判定」の欄に「報告対象」または「報告対象外」のいずれかが表示されます。

◎病床機能報告の報告対象判定
(Excelでご回答の場合)

【報告対象外となる場合】（以下のいずれか）

- ・ 1. -②が「2. 無し」の場合
- ・ 1. -④で令和2年度中に「1. 休院・廃院済又は予定」または「2. 全許可病床を返還済み又は予定」の場合
- ・ 2. 報告対象外となる「1」～「5」のいずれかに該当する場合